

二 町村合併

七五〔昭和二十四年広戸村田内部落より合併陳情〕

議案第二十号

岩瀬郡広戸村田内部落より矢吹町合併についての件

岩瀬郡広戸村田内部落より矢吹町合併について別紙写の通り陳情があったから対策委員会を設置するものとする

昭和二十四年三月十九日 提出

西白河郡矢吹町長 仲 西 正 次

陳 情 書

行政区画は各々其便不便により定まったものと思推するものであります。我が岩瀬郡広戸村田内部落は中心部落たる飯豊へ約五軒道路は山越への辻堂坂を経由しかも此の道は貨物自動車積載したるときは運行不能となる岩石の急坂悪路であつて例をあげれば供出米の搬出に当つては鏡石駅に至る運送料は一俵当り三十三円之が若し部落の東南方にある矢吹駅迄は僅か十五円学校迄約三軒道路は担々たるものであることは既に御承知の通りであります。

供米の搬出は勿論肥料や衣料砂糖を初めとし其の他数々の生活必

需品の配給が此の不便の下に強制されているのであります。

戦時中を通じ戦後に於ける統制経済の致すところは申せ此の際従前の様に我が部落の生産物の総べてが矢吹に出荷され生活必需品を矢吹より供給して貰う為には現在の行政区画の変更により矢吹町へ併合して戴かねばならぬと存するのであります。

現在人口三百二十八名戸数四十三戸で耕地の分布状態は矢吹地域分水田に於て二二%畑五〇%占められて居るのであります。

郵便物等は現在東京から五日もかかるのに矢吹区域になりますと二日と相成るのであります。我々は去る三月十一日部落総会を開き地理的に経済的に密接不可分の関係にある矢吹町へ併合して貰うべく部落を挙げて目的を貫徹せねばやまずとの強固な決意の下全員連名を以て陳情に及ぶものであります。

諸般の事情既に御洞察の事とは存じますが格段の御配慮によりまして衷情御酌取りの程重ねて御願ひ申し上げます。

昭和二十四年三月十九日

岩瀬郡広戸村大字柿之内字田内二十四番地
田内部落代表 鶴 川 長 蔵 園

矢吹町長

仲 西 正 次 殿

(署名略)

〔町有 昭24「矢吹町会議録」抜粋〕

七六〔昭和二十八年町村合併促進協議会設置〕

議案第五九号

町村合併に関する件

昭和二十八年九月一日付法律第二百五十八号町村合併促進法第五条に依り本町に町村合併促進協議会を左記の通り設置するものとする

昭和二十八年十月二十四日 提出

矢吹町長代理助役 安 藤 国 吉

一、名 称 矢吹方部町村合併促進協議会

一、組 織 別紙規約の通り

矢吹方部町村合併促進協議会規約

第一 条 この協議会は矢吹方部町村合併促進協議会と称し町村合併促進法第五条の規定に基いて町村合併に関する

必要な調査新町村建設計画の策定その他合併に関する

協議を行うことを目的として設けるものとする

第二 条 協議会は左に掲げる事務を行う

一、町村合併に関する必要な調査

二、町村合併促進法第六条第一項に規定する新町村建設計画の策定その他町村会合併に関する協議

第三 条 協議会の事務所は矢吹町役場内に置く

第四 条 協議会は会長及委員34人を以て組織する

第五 条 会長は議会の議長を以てこれに充てる

2、会長は非常勤とする

第六 条 委員は左の者をもってこれに充てる

一、議会の議長及副議長、議員

二、町長及助役

三、町議会の選任した委員一〇人

2、委員は非常勤とする

第七 条 会長に事故があるとき又は会長が欠けた時は会長が

予め指定した委員がその職務を代理する

第八 条 協議会の会議は会長がこれを招集する

2、会議開催の場所及び日時は会議に附議すべき事件

とともに会長が予めこれを委員に通知しなければならない

らない

第九 条 協議会の会議は委員の半数以上の者が出席しなければ

ばこれを開くことが出来ない。

2、会長は協議会の会議の議長となる

3、協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要

な事項は協議会の会議で定める。

第十 条 協議会の担任する事務に従事する職員は町の議員の

中から定める

第十一 条 協議会に要する経費の負担額支出方法その他必要な

事項は長が協議して定める

第十二条 この規約に定めるものの外協議会に関し必要な事項

は会長が協議して定める

附 則

この規約は昭和二十八年十一月一日より施行する

〔町有 昭28「矢吹町会議録」抜粋〕

七七〔昭和二十九年町村合併促進について県指示〕

二九西総第六五九号

昭和二十九年五月十三日

西白河地方事務所長

各町村長 殿

町村合併促進方について

町村合併促進に関しては鋭意推進に努力されておることとは思いますが御承知の通り町村合併は広く住民に対し趣旨の浸透を図り住民の意志として議会に反映するようにもってゆくことが原則ではあるが今回の町村合併が市制町村制施行に際しての町村大合併に比すべき国家的事業でありますので単に住民の自発的意志の自然な盛り上りを俟つに止らず積極的に町村合併の気運を醸成し早期合併実現に最大の努力を願いたい。

なお合併関係町村（予定）・関係者（代表者）の懇談会等夫々計

画を樹立し当所に連絡願いたいので申添えます。

〔町有「町村合併関係綴」抜粋〕

七八〔昭和二十九年町村合併促進強調の指示〕

二九地第七〇〇号

昭和二十九年十一月二日

福島県知事 大 竹 作 摩 圃

各市町村長 殿

町村合併促進の強調について

明年四月一日の一斉地方選挙を間近に控え、町村合併促進は、極めて緊要な段階に入っているものと思料されるのであります。町村長や議会議員が改選になれば、町村の合併はおよそ困難なこととなることは、これまでの諸経験に徴しても明らかなことと言わねばなりません。その故に国も県も町村合併促進法の有効期間は三年でございますが、今年度中にその予定された町村合併の殆んどすべてを実現しようと固い決意をもって臨んでおるのであります。

今般県町村会、県町村議会議長と県が共同で開催する町村合併促進強調期間もこのためであります。

町村合併は地方自治の歴史の上で最も画期的な大事業であります。この大事業を遂行するためには市町村指導者各位の正しい判

断と強い信念とに俟つところ極めて大なるものがあるのであります。

今日まで、この事業に携つて来られた貴職をはじめ、町村の關係各位には、日夜を分たぬその御勞苦に深く感謝の意を表すると共に、この際各位の更に一層の御理解と御協力と、そして絶大な御指導とを切に願ひする次第であります。

〔町有「町村合併關係」抜粋〕

七九〔昭和二十九年田内部落合併決議書〕

田内部落民矢吹町に合併する決議書

昭和二十九年十二月十二日町村合併問題に付部落常会を開催したり。区長開会を宣し町村合併に関する件は如何なる方法にて決定すべきかの発言に対し部落民は各自の投票により決定せよとの意見が一致し早速賛否投票に移したり。欠席者に対しては投票用紙を届けて記載の上開票所に持参せしめ、開票立会人立会の下に開票したり、其の結果矢吹町に合併希望者百パーセントに付矢吹町に合併する件(又ハ町村境界変更による分村を含む)を万場一致にて決議したり。同時に矢吹町合併促進委員会を結成すると共に委員の選任を終了したり。部落民は合併について關係機関との接(ママ)衝や手続は部落民の選出したる委員会に全面的に委嘱したり。我が部落民は一致団結一糸みださぬ協力を以つて往年の宿望たる

矢吹町に合併し従來の不便な生活より脱し、明るい理想郷の建設に万難を排し急速に其の實現達成を期す。

右決議す

右の決議の証として部落民一同效に署名捺印するものなり

昭和二十九年十二月十二日

福島県岩瀬郡広戸村大字柿之内字田内一八

田内部落区長 小磯新助

字田内九九

矢吹町合併促進委員長 井上政三

字田内七八

委員長 代理 角田徳栄

委員 小磯栄之助

同 本田初之助

同 角田千嘉雄

同 角田誠

同 井上大吉

〔町有「町村合併關係」抜粋〕

八〇〔昭和二十九年広戸村柿之内部落合併請願書〕

請願書

今般町村合併促進法に基き我が柿之内部落住民の総意は左の理由

に依り広戸村を分村し昭和三十年一月一日附を以て矢吹町に合併を希望します

一、柿之内部落は広戸村の一隅に偏在し地理的環境甚しく不利な位置に在りて、永年犠牲を忍び来りたる処、民意尊重の法の制定によりて矢吹町合併は多年の懸案解決に当然たること

二、日常生活上物資の購入、販売取引、生産物の加工利用等総てに於て有利なる点

三、日常矢吹に出入多く一回にて総ての用件を満し得る点

四、小中学校児童の通学に便よく且つ学校の教育施設の充実完備猶これが実現達成のため昭和二十九年十二月六日付を以て村当局及岩瀬地方事務所長に柿之内部落住民総意の署名捺印書を添え請願書を提出致しました。

依て速かに貴町当局の特段の御配慮を煩し度別紙署名捺印書を添え請願致します。

昭和二十九年十二月七日

岩瀬郡広戸村柿之内

矢吹町合併促進委員会

委員長 横山 与吉[㊟]

外部落民一同(二百二十三名)

矢吹町議会議長

熊田末二殿

右紹介議員 石井兵庫[㊟]

藤田政雄[㊟]

〔町有「町村合併関係綴」抜粋〕

八一〔昭和三〇年広戸村合併決議〕

発第三七号

昭和三十年一月二十二日

岩瀬郡広戸村長 青山光次

矢吹町長

野木忠房殿

町村合併の決議について

本村内柿之内及田内部落の貴町へ合併のことについて去る一月十三日本村議会に於て左記之通り議決されたので御申込により回答致します

記

本郷田内矢吹町合併について

一、本村は町村合併について一括合併するものとする。

二、本郷及田内両部落は新矢吹町(仮称)の発足のとき分村合併することを認めるものとす

但し対等合併たる事を条件とする

〔町有「町村合併関係綴」抜粋〕

八二〔昭和三〇年矢吹町建設計画〕

項 目	矢 吹 町 建 設 計 画
一、新町名 1 関係町村名 2 合併の形式 式	一、矢吹町 1 矢吹町 中畑村 三神村 2 合体合併
二、新町建設の基本方針	二、新町（以下「矢吹町」という）は旧来の町村の域を脱し行政組織を合理化すると共に事務的行政費の節減を図り財政能力を充実強化し以って新町の建設事業を強力に推進する。 一町二ヶ村は郡北に位し古くから矢吹町を中心として発展し、又近代行政確立の観点から教育文化の面に於て或は経済的地理的条件、交通条件として県町村道等は概ね放射状の形態を示し人情風俗慣習及生活状態も結合性を示し発達して来た。今後地方自治の本旨を目的とし、合併に依り飛躍発展を期し全町民の福祉向上と地域社会発展に適切なる諸施策の具現に意を注ぎ更に農地の改良事業其他農業経営全般の振興を図り併せて中小商工業の興隆を来す様不離一体の発展の途を講じ、もって産業の繁栄と住民の親和と協力とによって合併の実効をより一層光彩あらし

三、町役場、支所又は出張所の統合整理に関する事項 1 役場の位置 2 役場建物の増改築の方針 3 支所出張所の位置 4 支所出張所の増改築の方針 5 支所出張所で行う事務 6 その他庁舎の転用の方針	三、矢吹町の役場は、現矢吹町の役場の位置に置き、現中畑村に中畑支所現三神村に三神支所を置く。 1 矢吹町大字矢吹字西側四十番地 2 当分の間矢吹町役場は現矢吹町役場の建物をもって充てるが狹隘であるから急速に矢吹町の中心部の適地に新築する。 但し各官衙等の連絡を考慮する。 3 (1) 中畑支所中畑村大字中畑字本村六十番地 (2) 三神支所三神村大字三城目字上町十九番地 4 中畑支所及び三神支所は、現中畑村、三神村役場をもって充て増改築を行わない。 5 中畑支所並に三神支所において行う事務は、当分の間現在通りとするも、概ね左の事務を行う。 (1) 戸籍に関する事務 (2) 配給に関する事務 (3) 町税その他の収納に関する事務 (4) その他必要と認める事務 6 矢吹町役場新築後の役場は公共施設に転用する。
---	---

めんとするものである。

<p>7 その他</p>	<p>四、小学校、中学校その他の教育文化施設の統合整備に関する事項</p> <p>1 小学校の位置</p> <p>2 小学校々舎の増新築の方針</p>
<p>7 中畑支所の管轄区域は次の通りとする。</p> <p>現中畑村の区域</p> <p>三神支所の管轄区域は次の通りとする。</p> <p>現三神村の区域</p>	<p>四、現在の小学校、中学校の名称を改め、現矢吹町立矢吹小学校を、矢吹町立矢吹小学校、中畑村立中畑小学校を、矢吹町立中畑小学校、三神村立三神小学校を、矢吹町立三神小学校とする。</p> <p>現矢吹町立矢吹中学校を、矢吹町立矢吹中学校、中畑村立中畑中学校を、矢吹町立中畑中学校、三神村立三神中学校を、矢吹町立三神中学校とする</p> <p>1 矢吹町立矢吹小学校</p> <p>矢吹町大字矢吹字大林百六番地</p> <p>矢吹町立中畑小学校</p> <p>中畑村大字中畑字本村九十五番地</p> <p>矢吹町立三神小学校</p> <p>三神村大字三城目字寺隠一番地</p> <p>2</p> <p>イ 矢吹小学校講堂の改築</p> <p>ロ 三神小学校の改築</p>

<p>7 三神小学校同中学校兼用講堂の新築（公民館併設）</p> <p>ニ 中畑小学校二階校舎の改築</p> <p>ホ 中畑小学校西側便所の新築及東側便所の改築</p> <p>ハ 三神小学校は保健体育研究指定校のため同校々庭にコンクリート広場及び簡易プールを新設する。以上別紙附属書参照</p> <p>当分の間現町村の区域をもって通学区とする。</p>	<p>3 小学校の学区</p> <p>4 中学校の位置</p>
<p>3 小学校の学区</p> <p>4 中学校の位置</p>	<p>5 中学校々舎の増改、新築の方針</p>
<p>6 中学校の学区</p> <p>7 小中学校々舎の転用方針</p>	<p>5</p> <p>イ 矢吹中学校々舎の増築</p> <p>ロ 中畑中学校屋内体操場の新築</p> <p>ハ 中畑中学校一教室の増築</p> <p>以上別紙附属書参照</p> <p>6 当分の間現町村の区域をもって通学区とする。</p> <p>7 なし。</p>

<p>六、消防施設の統合整備に関する事項</p>	<p>8 その他の学校の統合整備に関する事項</p> <p>9 公民館の統合整備に関する事項</p> <p>10 図書館の統合整備に関する事項</p>
<p>六、現在の矢吹町、中畑村、三神村消防団を統合し矢吹町消防団とする。</p>	<p>8</p> <p>イ季節的に行う社会教育学級は地域的に統合してこれを開設する。</p> <p>ロ県立白河農業高等学校矢吹分校は地方産業振興発展のため将来独立校の設置を要望する。別紙附属書参照せられたい。</p> <p>ハ福島大学農学部を現在県立矢吹原経営伝習農場附近に誘致につとめる、別紙附属書参照せられたい。</p> <p>ニ現矢吹町立幼稚園は現矢吹小学校々舎から将来独立の建物を新築する。</p> <p>9 現在の公民館は統合し現矢吹町公民館を本館とし現中畑村現三神村を夫々分館とする</p> <p>現中畑村松倉部落公民館の改築に協力する。</p> <p>10 財政の余裕ができ次第矢吹町に図書館を設置するとともに、現中畑村、三神村方部にも設置し住民の文化向上を図る。</p> <p>五、なし</p>

<p>第七分団</p> <p>第八分団</p> <p>第九分団</p> <p>第十分団</p> <p>第七分団</p> <p>現三神村消防団第一分団の区域</p>	<p>1 すべての消防器材器具は統合するも、現矢吹町は本部に、中畑、三神村の器材器具は各分団に常置する。</p> <p>なお将来ガソリンポンプ五台を購入し第八、九、十二、十三、十四分団に常置する。別紙附属書参照</p> <p>鉄骨火の見櫓は第八、第九分団地区に建設する 別紙附属書参照</p> <p>2 矢吹町に本部を置き、現矢吹町を五分団、中畑村を五分団、三神村を四分団とし十四分団を編成する。</p> <p>現在の団員を以て組織するも将来施設の充実と相俟って減員する。</p> <p>分団の名称区域次の通り</p> <p>第一分団 現矢吹町消防団第一分団の区域</p> <p>第二分団 " " 第二"</p> <p>第三分団 " " 第三"</p> <p>第四分団 " " 第四"</p> <p>第五分団 " " 第五"</p> <p>第六分団 現中畑村消防団第一分団の区域</p> <p>第七分団 " " 第二"</p> <p>第八分団 " " 第三"</p> <p>第九分団 " " 第四"</p> <p>第十分団 " " 第五"</p>
---	---

<p>九、道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項</p> <p>1 道路の整備に関する事項</p>	
<p>九、合併町の交通整備は合併目的の主なる要点であるから緩急の度を諮り財力の充実を相俟って漸次整備改修する。</p> <p>1 逐次次の町道の新設及改修工事を行う。</p> <p>現 矢吹町地区</p> <p>(1)西浦線の新設及改修 (2)旭町―栄町通線の新設及び改修 (3)矢吹駅―東裏線の巾員拡張及び改修 (4)矢吹―大久田線の巾員拡張及び改修 (5)矢吹―須乗線の改修 (6)矢吹駅―旭町線の改修 (7)矢吹―西原線の改修</p> <p>現 中畑村地区</p> <p>(8)大畑―矢吹線の砂利敷 (9)弥栄―中島線の改修 (10)長峰―矢吹線の改修 (11)中畑―須賀川線の改修</p> <p>別紙附属書参照せられたい</p>	<p>ホ現矢吹町通称、あゆりの沼(大池)三十三観世音の地帯及び現中畑村御野立所地帯をそれぞれ公園化につとめる。</p> <p>ヘリクレーションを兼ねた町営憩の家の建設。</p>
<p>2 橋梁の整備に関する事項</p> <p>3 トネルの整備に関する事項</p> <p>4 港湾の整備に関する事項</p> <p>5 その他の土木施設に関する事項</p>	
<p>2 道路の整備に伴いその緩急を諮り国県補助を請願し架替をなす。</p> <p>現中畑村地区松倉中の橋、十日森橋、折橋及び現三神村中野目―須乗新田線の沢尻橋の架替 折橋は別紙附属書参照せられたい。</p> <p>3 なし。</p> <p>4 なし。</p> <p>5</p> <p>(1)ロードローラと砂利敷専用車の購入。</p> <p>(2)町道の県道編入路線の県移管、県道の舗装、巾員拡張、改修、側溝工事及びバス運行路線の全面的改修等は別紙附属書参照せ</p>	<p>(12)十軒―諏訪清水線の改修 (13)七軒―中島線の改修 (14)弥栄―松倉線の改修 (15)松倉―中島線砂利敷</p> <p>現 三神村地区</p> <p>(16)三城目―西原線の改修 (17)三城目―須乗線の改修 (18)明新―大畑線の新設 (19)中野目―須乗新田線の改修 (20)神田―堤線新設 (21)三城目―明神線新設 (22)須乗―学校線新設 (23)西原―学校線改修</p>

<p>十、開田開畑干拓、かんがい排水施設の整備その他の土地改良に関する事項</p> <p>1 開拓干拓に関する事項</p> <p>2 溜池に関する事項</p> <p>3 耕地整理に関する事項</p> <p>4 用水路に関する事項</p>	<p>られたい。</p> <p>1 現在矢吹原開拓事業を推進し早期完成にため開拓部落の育成強化を図る。</p> <p>2 矢吹町にて一括借用し内面水利用権を現町村に確保する。</p> <p>3 現在施行中の矢吹原土地改良区の開拓事業の一貫として耕地整理農地の交換分合を奨励し農業経営の合理化と生産力の向上を図る。</p> <p>4 (1) 現中畑村上堰の水門の拡大工事を行う。 (2) 矢吹原開拓事業のかんがい用幹支線の早期完成をまけて防火衛生の万全を期する。 別紙附属書参照せられたい。</p>
<p>十一、水道事業自動車運送事業その他の公営企業に関する事項</p> <p>1 水道事業に関する事項</p> <p>2 自動車運送事業</p>	<p>十一、国庫補助、その他財力の充実に伴い次により逐次実施する。</p> <p>1 連たん地区に消火栓を兼ねた簡易水道を施設する。</p> <p>2 町内じんかいバス運行実施。</p>

<p>に関する事項</p> <p>3 その他の公営企業に関する事項</p> <p>十二、基本財産の造成に関する事項</p>	<p>3 町営公益質屋を経営する。</p> <p>十二、現矢吹町、中畑村、三神村所有の基本財産はすべて矢吹町に引継ぎ基本財産とする。</p> <p>2 国有林野の私下により基本財産の造成を図る。別紙附属書参照せられたい。</p>
<p>十三、前号までに掲げるものの外町村合併の目的を実現するため必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項</p> <p>1 河川に関する事項</p>	<p>十三、目的実現のため永久の利益となる左記諸施設を逐次施行する。</p> <p>1 隈戸川、阿由里川、泉川は屈曲が甚しく増水期に氾濫し附近一帯多大の損害を及ぼすので全額国庫支弁をもって改修を急速に促進する。別紙附属書参照せられたい。</p> <p>2 阿武隈川筋折口提防嵩上工事も緊急事業として同様全額国庫支弁をもって継続する。別紙附属書参照せられたい。</p>
<p>2 提防に関する事項</p> <p>3 治山に関する事項</p>	<p>3 造林補助等を配慮し植林を実施山林荒廃と水害を防止する。</p>

	<p>4 都市計画に関する事項</p> <p>5 その他の建設事業に関する事項</p>
--	---

<p>4 現在の都市計画区域を矢吹町全域に拡張し道路の計画と併せて逐次推進して新町発展の根幹とする。別紙附属書参照せられたい。</p> <p>5 産業開発上農村部における農業経営改善充実促進のため農業電化の普及を図り営農施設を奨励し松房開拓部落の無点灯解消につとめ次の誘致を図る。別紙附属書参照せられたい。</p> <p>(1) 蚕業試験場デントコーン及ナタネの利用の工業化とその試作試験地、小家畜の食用加工所並養鶏研究所、煙草試験場の誘致。</p> <p>(2) 町営市乳処理所の建設。</p> <p>(3) 明新、中野目、堤、須乗新田の各部落に電話架設。</p> <p>(4) 矢吹―石川線須賀川―棚倉線須賀川―石川線の各バス運行の回数及時刻の改正。</p> <p>(5) 電報電話局の管轄区域を速かに矢吹町区域と合致する様につとめる。別紙附属書参照せられたい。</p> <p>(6) 矢吹町中商工業発展のためこれが育成を図る。</p> <p>(7) 交通網の開発をなし将来は国鉄及交通会社に要望し矢吹町の環</p>	<p>4 現在の都市計画区域を矢吹町全域に拡張し道路の計画と併せて逐次推進して新町発展の根幹とする。別紙附属書参照せられたい。</p> <p>5 産業開発上農村部における農業経営改善充実促進のため農業電化の普及を図り営農施設を奨励し松房開拓部落の無点灯解消につとめ次の誘致を図る。別紙附属書参照せられたい。</p> <p>(1) 蚕業試験場デントコーン及ナタネの利用の工業化とその試作試験地、小家畜の食用加工所並養鶏研究所、煙草試験場の誘致。</p> <p>(2) 町営市乳処理所の建設。</p> <p>(3) 明新、中野目、堤、須乗新田の各部落に電話架設。</p> <p>(4) 矢吹―石川線須賀川―棚倉線須賀川―石川線の各バス運行の回数及時刻の改正。</p> <p>(5) 電報電話局の管轄区域を速かに矢吹町区域と合致する様につとめる。別紙附属書参照せられたい。</p> <p>(6) 矢吹町中商工業発展のためこれが育成を図る。</p> <p>(7) 交通網の開発をなし将来は国鉄及交通会社に要望し矢吹町の環</p>
--	--

<p>十四、本年度及爾後五ヶ年度の年度別財政計画</p> <p>十五、その他</p> <p>1 青年団の統合に関する事項</p> <p>2 婦人会の統合に関する事項</p> <p>3 農業協同組合に関する事項</p> <p>4 農業共済協同組合に関する事項</p> <p>5 その他</p>	<p>十四、別紙の通り。</p> <p>十五、その他</p> <p>1 当分の間現在のままとして将来統合する様努める。</p> <p>2 右に同じ。</p> <p>3 当分の間現在のままとして、逐次統合の気運をしよう成して一団体とする。</p> <p>4 右に同じ。</p> <p>5</p> <p>(1) 町内区長又は町内会長の制度を新町統一を図り育成強化を図る。</p> <p>(2) 各種団体及び組合についても当分の間現在のままとするも将来統合する様努めるものとする。</p>	<p>状態によるバス開通を図る。</p> <p>(8) 矢吹駅に急行及準急行停車の実現と現在駅の位置を第一信号附近に移し東西両側に乗降口を設ける。別紙附属書参照。</p> <p>(9) 町内放送設備の実現を期する。別紙附属書参照せられたい。</p>
---	---	--

附 属 書 類

一、電電公社関係

- 1 電報電話局の管轄区域を速かに矢吹町区域と合致する様とめる。
- 2 中畑局の電報取扱の実現を早急要望する。

二、国電関係

- 1 矢吹駅に急行及準急行停車の実現と現在駅の第一信号所（下り場内信号機）附近に移し東西両側に乗降口を設ける様を要望する。
- 2 長峰―五本松線開拓道路踏切との連絡個所の早急整備を要望する。

三、建設省関係

- 1 隅戸川、阿由里川、泉川の河川改修工事及び阿武隈川筋折口提防嵩上工事を継続全額国庫支弁で実施し、これが水害防止を期せられたい。
- 2 現矢吹町に指定されている都市計画区域を速かに矢吹町の区域に合致せしめるよう要望する。

四、厚生省関係

- 1 現中畑診療所に三十床の病棟の新築、患者輸送車購入を必要とするので助成されたい。

五、農林省関係

- 1 白河矢吹開拓事業所にて実施中の矢吹町内幹支線の早期完成の実現を期する。
- 2 基本財産造成のため新町区域内のうち狐石地内の国有原野を速かに払下げせらるよう要望する。

六、文部省関係

- 1 現矢吹小学校講堂、三神小学校校舎の改築、現三神小学校兼用講堂の新築、現矢吹中学校々舎の増築、現中畑中学校屋内体操場の新築はどれも緊急やむを得ないので、六三制整備事業の完備のためこれが助成されたい。
- 2 福島大学農学部を現在矢吹原経営伝習農場附近に建設し産業の振興に寄与せられる様その実現を要望する。

七、国家消防庁関係

- 1 新町は一四、九四六人、戸数二、五七四戸にして現保有の手挽ガソリンポンプ六台あるが老朽甚だしく、尚国家消防庁における標準保有数に達しないので手挽ガソリン五台購入したいので国庫補助金の助成を要望する。

八、県関係

- 1 県立白河農業高等学校矢吹分校就学率その他のすべての条件が全日制と変りないので速かに独立校として発足する様を要望する。

- 2 左記県道の改修整備等を早急に施行されたい。

- 8 須賀川―石川線の阿由里橋の急速架替を要望する。
- 9 同路線十九夜橋の早急架替を要望する。
- 九、放送局関係
町内放送設備の実現について協力されたい。
- 十、郵政省関係
1 三神、中畑両郵便局を速かに集配局に昇格するよう要望する。
- 三 新町は五線の道路開設改修、町営グラウンドの新設、公園計画についても特に指導と援助願いたい。
- 四 県立矢吹精神病院アフターケア建設により、職員等の収容のため昭和二十九年年度建設した県営住宅に引き続き昭和三十年年度において三十戸の建設を要望する。
- 五 新町に蚕業試験場、デントコーン及ナタネの利用の工業化とその試験地小家畜の食肉加工所、養鶏研究所煙草試験場の建設を要望する。
- 六 町営市乳処理場の建設について助成せられたい。
- 七 県道中畑―須賀川線折橋架替工事は路線の重要性から助成されたい。

科目	年度	
	昭和元年度	昭和三年度
一、町(村)税	三、五九	三、五九
二、地方交付税	三、五九	三、五九
三、公営企業及び財産収入	一、〇三	一、〇三
四、分担金及び負担金		
五、夫役及び現品		
六、使用料及び金	一、〇〇七	一、〇〇七
七、国庫支出金	四、四六七	四、四六七
八、県支出金	二、六五	二、六五
九、寄附金	八、〇六	八、〇六
十、線入金		
十一、昭和元年度	三、五九	三、五九
十二、昭和三年度	三、五九	三、五九
十三、昭和元年度	三、五九	三、五九
十四、昭和三年度	三、五九	三、五九
十五、昭和元年度	三、五九	三、五九
十六、昭和三年度	三、五九	三、五九
十七、昭和元年度	三、五九	三、五九
十八、昭和三年度	三、五九	三、五九
十九、昭和元年度	三、五九	三、五九
二十、昭和三年度	三、五九	三、五九

(一) 歳入

(単位 千円)

一般会計

昭和二九年度及び五年度の財政計画

歳入計	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度
二、繰越金	六〇〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	九〇〇
三、雑収	九四四	三〇〇七	四、四三三	七、七三三	六、六〇〇
三、町(村)債	四、三三三	二七、六六六	一〇、二六六	二、一九〇	五、七〇〇
歳入計	五、九四四	二六、三〇〇	一六、九九七	一七、七二二	二六、九〇〇

(二) 歳出

科目	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度
一、議会費	一、五五五	一、三七五	一、〇三五	一、〇三五	一、〇三五
二、役場費	三、二二四	三、五三三	八、四六一	八、二四三	七、九二二
三、警察消防費	二、七四四	二、七九四	六、二四四	三、四四四	三、四四四
四、土木費	三、三六五	二、七四五	五、〇一五	〇、八七五	〇、八七五
五、教育費	八、三三六	三、七三三	三、二〇八	八、四三六	八、四三六
六、社会及労働費	二、六九二	二、六九二	二、七三二	四、五九二	七、七四二
七、保健衛生費	八、〇五四	九、一五四	二、八五四	九、五五四	八、〇五四
八、産業経済費	二、六六六	三、七〇〇	五、三〇〇	二、六六六	二、六六六
九、財産費	一、四三七	一、四三七	一、四三七	一、四三七	一、四三七
一〇、統計調査費	一、八八八	一、八八八	一、八八八	一、八八八	一、八八八
二、選挙費	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
三、公債費	九三〇	一、〇一〇	一、一四四	一、一四四	三、七九八
三、諸支出金	三、五三〇	三、五三〇	三、五三〇	三、五三〇	三、五三〇
四、子備費	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇
歳出計	五〇、九四四	二六、三〇〇	一六、九九七	一七、七二二	二六、九〇〇

(三) 歳出 — 経費別内訳 —

区分	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度	昭和三年度
	三、六三三	七、四二二	三、五三三	二、〇四六	四、五八〇
消費的経費	二、〇〇〇	三、四〇〇	二、七〇〇	二、〇〇〇	二、四三三
人件費	二、〇〇〇	三、四〇〇	二、七〇〇	二、〇〇〇	二、四三三
物件費	二、〇〇〇	三、四〇〇	二、七〇〇	二、〇〇〇	二、四三三
その他	四、五三三	八、九三三	六、三三三	四、六三三	五、六〇〇
投資的経費	一、四三三	三、〇〇〇	一、〇〇〇	五、九三三	一、七六六
補助費	三、四三三	二、七三三	二、七三三	四、七三三	一、六三三
単独自費	一、三三三	二、七三三	二、七三三	一、四三三	一、二六六
その他	一、八三三	一、〇三三	一、一三三	三、四三三	三、七三三
計	五〇、九四四	二六、三〇〇	一六、九九七	一七、七二二	二六、九〇〇

(1) 前年度(昭和二年)度(昭和二年)度最終予算額

(単位 千円)

項目	歳入	歳出
	金額	金額
税収	三、五九九	三、六三五
交付金	二、五八九	一、七〇〇
交付税	四、四六七	二、二〇〇
庫支	二、六七五	四、五三五
地方債	四、三三三	四、五三五
その他	一、八〇三	一、二四八
消費的経費		三、六三五
人件費		一、七〇〇
物件費		二、二〇〇
その他		四、五三五
投資的経費		一、四三三
補助費		一、二六六
単独自費		一、二六六
その他		三、七三三

計	議 員	(一〇)	區 分	合 併 前
	農 業 委 員 會 教 育 委 員 會	(八)		
	上 記 以 外 の 特 別 職	(九)		
	一 般 職 員	(七)		
	計	(三三)	三 五	

(3) 職員数の調

計	三、一、六七	
公 募	一、〇〇〇	東 市 町 村 恩 給 組 合 一、五〇〇 邦 邦 銀 行 二、〇〇〇
預 金 部 資 金	一、九、四六七	
區 分	負 債 額	摘 要

(2) 負債の状況

合 計	五、〇、九四四	合 計	五、〇、九四四
分 担 金 及 び 負 担 金	一、〇〇七	公 債	九三〇
使 用 料 及 び 手 数 料	八、四六〇	所 得 費	一、〇四〇
寄 附 金	六〇〇	前 年 度 繰 上 充 用 金	九七〇
繰 入 金	九四	繰 上 充 用 金	八七〇
繰 越 入 金	六〇〇		
雑 収 入	九四		

年次別事業計画総括表

年次別	件数	事業費	財 源			
			国庫補助	県補助	地方債	其他
昭和三年	一五	六、五、九〇一	一、五、四六六	三、四、二七六	一、五、一六五	一、〇、〇〇〇
〃	一四	三、三、三三三	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
〃	一五	四、五、〇〇〇	〇	三、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	〇
〃	一三	三、三、〇〇〇	〇	三、〇〇〇	〇	〇
〃	七	一、五、〇〇〇	〇	一、五、〇〇〇	〇	〇
合 計	六四	一、四、〇、〇〇〇	一、五、四六六	一、四、〇〇〇	一、五、一六五	一、〇、〇〇〇

昭和三〇年度 事業計画内訳調査表

(単位 千円)

科目区分	補助単独の別	実施順序	事業名又は事業内容	事業費	財源内容				
					国補助	県補助	地方債	その他	一般財源
役場費	単独	一	役場庁舎建築費	10,000			8,000	2,000	2,000
消防費	"	二	鉄骨火の見櫓	500				500	500
土木費	"	三	西原矢吹線	1,500			1,000	500	500
"	"	四	三城目中畑線	300				300	300
"	"	五	トラック一台	1,000			500	500	500
"	"	六	ロードローラー一台	2,000			1,500	500	500
"	"	七	弥栄中島線	4,000			1,500	1,000	1,500
"	補助	八	中畑須賀川線	200		120			120
"	"	九	折橋架替	200		120			120
教育費	"	一〇	小学校舎改築	5,000			5,000		5,000
"	"	一一	中学校舎増築	8,000			2,600		2,600
"	"	一二	小学校便所新築及改築	700			700		700
"	"	一三	コンクリート広場	600			110		110
社会及労働費	"	一四	公営住宅	3,000			2,000		3,500
保健衛生費	"	一五	患者輸送車購入	1,100	320		320		320
合計				65,890	15,146	384	27,646	7,140	15,474

昭和三二年度

事業計画内訳調査

合計	科目区分		補助単独の別	実施順序	事業名又は事業内容	事業費	財源内容				
	土木費	社会労働費					国補助	県補助	地方債	その他	一般財源
	土木費	社会労働費	補助	一	矢吹須乗線改修	2,000				1,000	1,000
			補助	二	明新大畑線	1,000				000	000
			補助	三	須乗小中学校線	1,500				000	000
			補助	四	西原学校線	1,000				000	000
			補助	五	大畑矢吹線改修	100				100	100
			補助	六	長峯矢吹線改修	100				100	100
			補助	七	十軒松倉諏訪清水線改修	500				000	000
			補助	八	中畑上堤の水門拡大	100				100	100
			補助	九	ガソリンポンプ一台	000				000	000
			補助	一〇	診療所住宅新築費	300		100		100	100
			補助	一一	市乳処理場建設費	1,000		300		300	400
			補助	一二	役場井戸改築費	000				000	000
			補助	一三	幼稚園建設費	2,000		000		000	000
			補助	一四	松倉公民館改築費	000				000	000
			補助	一五	公益質屋設置費	000				000	000

二、負債に関する調

区分	目的	起債額	起債年度	既償還額	未償還額	予償還年度済
矢吹町	母子寮建築費	400,000円	昭和三十七年度	—円	400,000円	昭和三十九年度
"	保育所	100,000	"三五"		17,000	四十"
"	小学校増改築費	4,500,000	"三六"		4,500,000	四四"
"	小学校増改築継続費	2,000,000	"三六"		2,000,000	四四"
"	消防自動車ポンプ購入費	1,000,000	"三六"		1,000,000	三六"
"	中学校体育館建築費	200,000	"三六"		200,000	三五"
"	町立火葬場建築費	2,000,000	"三九"		2,000,000	四六"
"	隔離病舎建築費	200,000	"三九"		200,000	"
計		11,000,000		3,300,000	11,770,000	
中畑村	六三制建設事業	1,400,000	"三四"	200,000	1,200,000	三九"
"	農業土木災害復旧事業	200,000	"三六"		200,000	四十"
"	診療所建築資金	200,000	"三七"		200,000	三七"
"	臨時救農施設資金	1,000,000	"三九"		1,000,000	三九"
"	公営住宅建築資金	1,000,000	"三九"		1,000,000	"
計		4,800,000		200,000	4,600,000	
三神村	六三制建設事業	400,000	"三七"		400,000	四一"
"	診療所建設事業	700,000	"三六"		700,000	三九"
"	救農土木事業	1,120,000	"三六"		1,120,000	"
計		2,220,000		—	2,220,000	
合	計	17,020,000		3,500,000	17,540,000	

三、予算に関する調
1、歳 入

昭和 年 月 日現在

款	矢吹町	中畑村	三神村	合 計
一、町 村 税	二、九三、七四〇・八三円	五、一〇八、三九円	四、五七、六七円	二、五九、四八〇・八三円
二、地方財政平衡交付金	七、五〇〇、〇〇〇	二、三六四、三〇〇	二、七五、二〇〇	二、五九、九五〇〇
三、公営企業及び財産収入	一、八〇、三三〇	二	—	一、八〇、三三三
四、分担金及び負担金	—	—	—	—
五、夫役及び現品	—	—	—	—
六、使用料及び手数料	九六、九〇〇	二五、六〇〇	六五、〇〇〇	一、〇〇、七六〇
七、国庫支出金	三、六四七、一九〇	四、四七、七〇〇	三、四六、九三六	四、四六、八二六
八、県 支 出 金	二、五七、八五五	四、〇〇〇	五八、〇四六	二、六七五、九〇一
九、寄 附 金	八四三、〇〇一	〇〇一、一〇〇	—	八四六、九〇一
一〇、繰 入 金	—	—	—	—
一一、繰 越 金	一〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六〇〇、一〇〇
一二、雑 収 入	八、九、七三三	六八、九四四	八五、六四四	九九四、一七九
一三、町 村 債 償	四、三六五、〇〇〇	一〇〇	—	四、三六五、一〇〇
合 計	三、四、四、五、七二・八三	八、四、八、五、〇四	八、〇、八、五三	五、〇、九、四、八、三九・八三

2、歳出

款	矢吹町	中畑村	三神村	合計
一、議会費	九、九、〇〇〇円	三、〇、〇〇〇円	三、六、〇〇〇円	一、五、五、〇〇〇円
二、役場費	六、八、七、四八一	三、〇、四、九、〇〇〇円	二、八、七、七、三三	一、二、八、〇、〇八一
三、警察消防費	一、七、七、六〇〇	七、五、三三〇	三、三、三、〇〇〇	三、七、四、四、九三〇
四、土木費	二、五、五、〇〇〇	四、〇、〇、〇〇〇	三、一、一、〇〇〇	三、三、六、〇、〇〇〇
五、教育費	四、九、三、七、七	一、五、九、七、七〇	一、九、一、五、七、八	八、四、三、六、〇、九五
六、社会及び労働施設費	二、四、九、三、七、四	九、六、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	二、六、九、〇、〇〇〇
七、保健衛生費	七、七、一、三、〇〇	一、六、五、七、三	三、七、七、七、六	一、一、〇、〇、〇〇〇
八、産業経済費	一、三、六、四、〇〇	七、二、一、九〇〇	五、八、八、〇〇	二、六、六、六、九〇〇
九、財産費	一、四、三、三、〇〇	一、五、一、三	—	一、四、三、七、三、三
一〇、統計調査費	六、〇、〇〇〇	三、五、〇〇〇	一、〇、七、〇〇〇	一、〇、八、〇、〇〇〇
一一、選挙費	九、七、〇〇	八、三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、一、〇、〇、〇〇〇
一二、公債費	七、七、一、一、六	一、〇〇、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	一、一、〇、〇、〇〇〇
一三、諸支出金	二、〇〇、〇、〇〇〇	五、〇、〇、〇〇〇	九、四、七、六、六	三、五、五、〇、〇〇〇
一四、予備費	七、七、三、三、六	一、〇、八、八、一、六	三、三、三、三、三	一、一、三、九、二、〇、六六
一五、繰上充用金	八、四、一、四、九、八、三	—	—	八、四、一、四、九、八、三
合計	三、四、四、二、五、二、七、一、三、三	八、四、八、五、〇、四、五	八、〇、四、八、五、三、三	五、〇、九、四、八、八、三、九、六、三

四、税率に関する調

昭和 年月 日現在

区 分	法 定 普 通 税					
	町村民税	固定資産税	自動車税	荷車税	電気ガス税	鋳産税
矢吹町	百分の二〇	百分の二六	百分の二六	百分の二六	百分の二〇	百分の二六
中畑村	百分の二六	百分の二六	百分の二六	百分の二六	百分の二〇	百分の二六
三神村	百分の二六	百分の二六	百分の二六	百分の二六	百分の二〇	百分の二六
合 計	百分の二六	百分の二六	百分の二六	百分の二六	百分の二〇	百分の二六

五、議會議員数に関する調

昭和 年月 日現在

区 分	議會議員定数	議會議員数
矢吹町	三	三
中畑村	一六	一六
三神村	一六	一六
合 計	三	三

六、職員数に関する調

昭和 年月 日現在

区 分	町長補助 機関たる職員 その他の職員
矢吹町	三
中畑村	二
三神村	一
合 計	六

現 況 表

区 別	人口 現 在 官報告示	方料当人口	戸 数 現 在 国勢調査	た ん 況 連 状 対 全 戸 数 割	増 加 率	面 積 積 算	業 態 商 業 他	割 合
矢吹町	一四、九六八	八七二人	二、七四四	一、七〇〇戸	二%	一、七〇〇	三、七六八	三、七六八
中畑村	七、五七	五三三	一、四八四	九三三	二%	一、四八	三、三三	三、三三
三神村	三、六六	一六	二、〇〇	五八	三%	三、七	三、七	三、七
合 計	二四、七〇	一、四六一	六、二二八	二、六九一	二%	六、八七	一〇、四六六	一〇、四六六

※(7) 前年度 予算総額	市民 一人当り	町 納税額	村 納税額	府県税 一人当り	※(6) 国税 一人当り	公営事業 瓦電上 ス車道	※(5) 文化施設 公会堂 博物館 図書館	※(4) 中学校以上 高等学校 中学校	※(3) 官公署 官衙 公衙	※(2)業態生業の		
										計	農 業	都市 計
四、四一〇、六〇七	一、一四六	一、七二九、三六	一、七二九、三六	三、〇〇〇	五、四四〇			三	一、五七	一、〇〇七	八、三六八	四、四九八
二七、八二、一八一	九六八	七、三九三、七三	七、三九三、七三	四、八四四、三三	六、三三、八〇〇			一	一、五四	三、七〇	三、六九〇	三、八八三
九、四七、四六六	一、七二七	四、五八、〇〇〇	四、五八、〇〇〇	三、六、〇〇〇	一、〇七、〇〇〇			一	二	三、〇〇〇	二、七六〇	五、七六
八、八八三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、三三九、五〇〇	五、三三九、五〇〇	二、八、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇			一	一	三、〇〇七	三、九〇〇	

鉄道乗客数 (一日当り平均)	※(10) 交通状態普及状況	生産額内訳			生産額 一戸当り	娯楽施設 映画館 劇場	※(9)衛生施設 診療所 病院	会社(資本金 以上)	※(8)行本 支店
		その他	農産	工業					
一、〇〇六人	三	七、七五、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	六、四、五七、〇〇〇	一、二二、一七	一	一〇	一	
一、〇〇六	三	七、七五、〇〇〇	三、〇〇、〇〇〇	六、四、五七、〇〇〇	二、四、八四	一	七	一	
		一、七、七、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、六、七、〇〇〇	三、三、〇〇〇		二		
		五、九、〇〇〇	九、〇、〇〇〇	二、五、五、〇〇〇	一、九、〇〇〇		一		

※(12) ラジ オ 聴取 戸数	郵便局 種数 等級 別数	電話加入数		信(平均)		郵(平均)		便(平均)	
		一日 受	一日 平	一日 受	一日 平	一日 受	一日 平	一日 受	一日 平
一、七〇〇	特定局 三	二七		二六		二、八三		二、三七	
八六九	特定局	一四		六九		一、二〇		一、四〇	
四六	特定局	三		五		三六		三三	
三六五	特定局	二		五		五〇		六五	

〔町有 昭30 「三神村会議録」抜粋〕

八四〔昭和三〇年新町建設について〕

経緯の概要

町村合併促進法施行以来矢吹町 中畑村 三神村の一町二ヶ村は地理的、環境、経済的理由その他により漸次合併の気運が湧き上ったので矢吹方部行政研究会を結成し第一回協議会を昭和二十九年八月一日開催し、その後数回協議を催し一月二十日二ヶ村合併が異議なく決定し、同二十三日一町二ヶ村議会に於て「廢置分合処分申請について」万場一致議決同年三月三十一日新町の発足と

なった。よつて法第六条に関する事項その他合併事務の促進上一町二ヶ村合併促進協議会を一月二十八日結成し遂次事務の進行を図り二月十六日新町建設計画の策定に対し同十七日知事の意見を求め同二十四日合併に関するすべての議案を一町二ヶ村ともそれぞれ万場一致可決した。

ただ県の全体計画たる一町四ヶ村として発足を予定した、信夫大屋両村が種々の事情で同一歩調として発足出来なかつた事は遺憾であつた。

新町名選定の理由

新町の中心である矢吹町は昔から磐城の矢吹として知られて伝統ある名称を新町名とすることが住民の生活の上にも最も便利であるという意見によつて関係町村の合併促進協議会においても議会に於ても異議なく決定した。

その主なる理由は次の通りである。

一、人皇七十二代白河天皇の御代に八幡太郎義家奥州征夷のみぎり限戸川のほとりに駒を進め八幡社を造営しその屋根を矢柄でふいたという事が初議となつて由来地の土地を矢吹と称するに至つた。

一、明治初年頃から矢吹町を中心として現中畑、三神、鏡石等に宮内省所管の広漠たる山野があつて宮内省直営の猟区事務所を設け日本雉を孵化し、これをこの地に放し繁殖を図り年々皇族、

宮家をはじめ遠く欧米からの獵師も入れて慰安と外貨獲得につとめ「日本雉矢吹」の名が知られて居た（大東亜戦まで連続）

一、前項の宮内省所管の山野と県有熱海地内の交換の議が整い明治初年から懸案であった矢吹町外一町六ヶ村を区域とする「全国大規模矢吹原開墾事業」が昭和十六年起工せられて「矢吹原の開墾」として全国的に「矢吹」の名が知られて居る。

一、明治、大正、昭和と大東亜戦争まで「矢吹の馬市」として全国に知られて居る。

一、明治二十年この地に国鉄開通と同時に矢吹駅として名づけられ同五年「矢吹郵便取扱所」を設けられ、同八年局に昇格し今日に至った。

新町役場の位置及びその位置決定の理由

位置 福島県西白河部矢吹町大字矢吹字西側四十番地

新町役場の位置は必ずしも新町の中央ではないが交通上は勿論諸官衙の連絡上住民生活において最も適当な位置である。

協議事項

区 分	説 明
一、選挙区設定について	現矢吹町区域を第一選挙区 現中畑村区域を第二選挙区 現三神村区域を第三選挙区として設定する

二、新町建設計画中投 建設計画実施については町財政力と相俟

資的事業の実施についで
 つて事業の緩急度に応じ逐次実施するものとする

三、地方税の課税について
 昭和三十年度一ヶ年に限り現町村の昭和二十九年年度の税率を適用すること。

四、特別職の取扱について
 一般職として新町に引継ぐものとする

五、一般職員の取扱について
 一般職員は新町に引継ぐものとし給与の調整をとること

住民感情の動向

関係町村住民は新町の区域が従来とも各種行事一体となつて運営されて居たので新町の建設に対し挙げてこれを期待して居ると認められる。

〔町有「町村合併関係」抜粋〕

八五〔昭和三〇年合併告示〕

福島県告示第三百五十七号

地方自治法第七条第一項の規定により、昭和三十年三月三十一日から西白河郡矢吹町、中畑村及び三神村を廃し、その区域をもって矢吹町を置く。

昭和三十年三月二十三日

福島県知事 大竹 作 摩

〔町有「町村合併関係」抜粋〕

八六〔昭和三〇年柿之内・田内の矢吹町編入告示〕

福島県告示第三百五十四号

地方自治法第七条第一項の規定により、昭和三十年三月三十一日から岩瀬郡広戸村の次の区域を西白河郡矢吹町に編入する

昭和三十年三月二十三日

福島県知事 大竹 作 摩

大字柿之内

字坂下 前田 辻堂 入ノ沢 長命 北田 狐久保 夏梨 川菽

宮下 清水 北田山 東ノ内 田内 芹沢 瀬戸 子ハ清水

命安 愛宕下 屋敷 岡の内 餅田 赤池 金堀 雷神山

紫原山 八幡山 平山 百万 宮ノ前 角田 鶴見 太田

萱平 上ノ原 三角林 繁ノ原 高島 開耕 一ツ長 桜田

丹波川原 池ノ入 大ノ原 飽度 南山 四角林 旗鉾 東畑

向川原 馬場 三ツ池 旗鉾山 愛宕山 大田山 泥池山

深沢 菖蒲 菖蒲池原 柴原 油久保 金掘山

大字小川字芹沢一番から十九番まで

大字高林字丹波川原 阿弥陀前七番・十番・十二番・十四番 滑

し返り一番

〔町有「町村合併関係」抜粋〕

八七〔昭和三〇年新矢吹町の発足―記事―〕

県南に雄飛する偉容

新矢吹町ここに発足

田園都市建設の礎石成る

きょう三十一日、旧矢吹町、中畑村、三神村の合体合併と広戸村田内、柿の内両部落の吸収合併が実現して、ここに新『矢吹町』が誕生した。新矢吹町の人口は一万五千七百十四名、戸数二千六百十七、面積六〇・五平方キロ。まさに県南随一の大矢吹町の発足が実現したわけである。

この新矢吹町発足によって同町の位置は東は石川郡、北は岩瀬郡を連り、西に信夫村、南に泉崎村と接する広大な町となった。

同町では新町発足を契機に県の合併全体計画にもとづく信夫大屋両村との合併を実現、さらに泉崎村、中島村及び岩瀬郡鏡石村との合併をも軌道に乗せて、名実ともに誇りうる田園都市、工業都市の建設に直進することとなった。

きょう三十一日新発足した矢吹町は、この田園都市工業都市建設の礎石となるもので、同町の雄大な建設計画の実現に力強い第一歩を印したものである。

同町は古くから西白河郡唯一の町として産業、経済、交通の主要地に当り、着々発展の基礎を築き、とくに近年は矢吹原千六百町歩の開田事業に伴う羽島ダムの完成で活気を呈し、同町の存在

は国家的にも重要なものとなった。

この意義深い、新矢吹町誕生に当ってこれの実現に寢食を忘れて尽力した野木前町長、後藤前中畑、渡辺前三神両村長及び同前一町二村の助役、収入役、議會議員、合併促進委員、その他関係者一同の功績は矢吹町の発展と共に永く町民の胸に銘記されなければならない。

〔昭和30・3・31「矢吹タイムス」抜粋〕

八八〔昭和三〇年新矢吹町発足祝賀行事〕

三日に祝賀式挙行

学童三千名の旗行列

新矢吹町発足祝賀行事は四月三日矢吹町中学校体育館に大竹知事を始め地元県議地方事務所長、関係町村の名士四百五十名を招いて盛大に挙行される。席上、自治功労者として前矢吹町、中畑村、三神村の町村長、助役、収入役及び議會議員全員に感謝状を贈り、存命中の元町村長、助役、収入役矢吹九名、中畑三名、三神六名、計十八名を表彰する。また新矢吹町小中学校学童約三千名による祝賀旗行列は同日午前十時行進を開始、手に手に日の丸の小旗をかざして全町を祝賀一色に塗りつぶす。また矢吹町陣場鳥羽山御野立所からは三十五発の祝賀火花が打ちあげられ、新矢吹町一万五千七百町民の頭上に躍進大矢吹町を祝福する喜びの言

葉をまきちらす。なお祝賀旗行列参加の学童には菓子（紅白ラタガン二個）が贈られる。

〔昭・30・3・31「矢吹タイムス」抜粋〕

八九〔昭和三〇年田内・柿の内の分村合併〕

実った分村運動

喜びに湧く田内、柿の内

多年の宿願が成り、きょう三十一日より新矢吹町の町民となる旧岩瀬郡広戸村田内、柿の内両部落民八百名は、この日のために昨年十二月より部落をあげての分村運動をつづけ、これの実現には文字通り血のじむ辛苦をなめてきただけにその喜びもまたひとしほで、両部落の分村合併促進委員達の表情には心労のやつれの中にも限りなく歓びがうかがわれる。両部落は昨年十二月十三日分村合併の運動をはじめ、一月十三日の村議会で両部落の矢吹町分村合併を決議、三月十六日天栄村の発足で分村確定、同二十五日一切の事務的処理が完了して矢吹町との合併が本決りとなったものである。

◇田内分村合併委員長井上政三氏談 永い間の苦勞が実って本当に嬉しい。矢吹町に合併できたことは文化に一步近づいた感じがする。早速、田内部落でも祝賀会をやります。

学童が路直し

四月の新学期から矢吹町小学校に通学する田内の学童達七十名は、目下狐石方面の登校路改修に元気な姿で一生涯命。『おいらは矢吹町の生徒だい』と張り切っている。

〔昭30・3・31「矢吹タイムス」抜粋〕

九〇〔昭和三〇年新矢吹町を祝して「手」〕

詩 「手」

新矢吹町発足を祝して

菊地 啓 二

夜あけ

闇が光をひろげるように

あなたは あなたの手をひろげる。

掌の上には幾筋もの道があり

道は五本の指々を連ねて走っている。

それらの指々を こう呼ぼう。

矢吹・中畑・三神・信夫・大屋と。

この一方三千町歩の掌。

あなたの心臓から

新鮮な血液が送りこまれるとき

羽島ダムのダイナモから豊穡な電力と水量が流れ

その掌の骨をたくましくさせ

その掌の肉を盛りあげるだろ。

さらにそれらの指々を

こう名づけよう。

協力・忍耐・寛容・誠実・責任と。

この掌の中に住む二万二千人の人口。

しかし あなたの指々が厳しい寒さで硬ばるとき

その手は憂い悩む。

二本の指と三本の指とに離れたまま

まだ何か掴めぬものがあることを。

しかも その手は

ときにささくれだち

ときに おのれの正しきの証しに

自らを傷つけて血を滴らす。

あなたは手をふる。

その手に応えがなくとも失望しない。

その手は若さに脈うち

あかず求めている。

五本の指々が集って

本当の手になるために……

さらにその手が

もう一本の手と握りあい

完全なあなたの体となるために……

(作者は詩人・出版著書詩集『歯車』あり・矢吹町駅前)

〔昭30・3・31「矢吹タイムス」抜粋〕

九一〔昭和三十一年矢吹町議会町村合併企画特別委員会〕

報 告 書

一、矢吹町村合併企画特別委員会

二、議案の名称 町村合併企画特別委員会の運営について

三、期日及場所 五月十八日 矢吹町役場

四、出席議員 六名 水戸、近藤、塩田、塩沢、大沼、関根、

各委員、外に藤井助役、渡部書記

五、欠席議員 小針、佐久間、須藤三名

六、審議の経過 本年度第三回臨時町議会において議員改選によ

って新に委員が任命されたので本日第一回目の委員会を開催し本委員会の運営上について今後どのようにするかを委員長から委員会に諮った上各委員より質疑を行ったその主なるもの次のとおり

1、大沼田の沢林道の補修工事は大信村と協議して工事

施行中につき矢吹、大信の議会議員が改選せられたので

この際議員一同して田の沢林道を視察し更に羽鳥貯水池

のメ切箇所等も見て全員湯の上一泊し町村合併の糸口を

見出したい

2、助 役 大信との共同視察の時は名目は合併問題は出さ

ないで田の沢、羽鳥視察としたい

3、水戸委員長 昨年来大信村との合併については県地方課

や財務事務所の言うことは結果において無効に終った事

はお互遺憾であった。今後は県や財務事務所の指示を俟

たないで矢吹町独自の立場で理想の矢吹を建設して一大

田園都市としたい。北は鏡石 南は中島等を企画委員会

として取上げ考えたい。中島は滑津の十割泉崎の一部

(踏瀬方部)は早く呼びかけて呉れと彼等は言っている。

4、近藤 再編成を考えた旨久田財務事務所に話したこと

もある(中島、泉崎又は天栄村の一部)

5、水戸委員長 泉崎村や中島村が町村の適正規模に欠く事

において、そのままではいなら皆さんも御承知のように

旧中畑の一部松倉部落は泉崎に行きたいと主張したもの

を矢吹にまとめたではないか此の度財務事務所に一応断

って矢吹は泉崎と合併の話をするべき

6、近藤

イ、新方針として鏡石、泉崎、中島、大信、天栄に交渉を進める事を基本線としたい。但し大信を第一線とする。

ロ、バスの車庫を町内に約三〇〇坪見つけて設置したい。矢吹神社の北部溜池はどうか。

ハ、近い将来田の沢林道のバス開通も合併の一助となるから実現を期したい。

7、大沼 田の沢林道の視察は正副議長土木委員長と下見学して両町村の議員の会合に持ち込みたい。

8、水戸委員長 わが矢吹町は独自の立場で合併方針を決定して進むべきだとの結論に達した。

七、午後四時十五分開会

右報告する

昭和三十一年六月二十五日

矢吹町々村合併企画特別委員会

〔町有 昭31「矢吹町会議録」抜粋〕

九二〔昭和三十一年天栄村飯豊・高林・小川・沖内部落合併請願書〕

西白河郡矢吹町へ分村合併についての請願書〔写〕

岩瀬郡天栄村のうち飯豊、高林、小川、沖内の四部落は地理的、交通的、経済的、その他各種の事情において、西白河郡矢吹町と

当然合併すべきところであったにも不拘昭和三十年三月忍得ない別紙部落決議書のとおり誤った合併がなされたので、この際分村実施によって正しい姿に戻さなければならぬ実情を御賢察の上特別の御詮議をもって速やかに円満に分村し矢吹町との合併が実現出来ます様、関係部落住民連署により謹みて請願致します。

昭和三十一年八月十八日

岩瀬郡天栄村大字高林字日向一番地

岡 部 喜四郎◎

外八六三名

矢吹町議会

議長 栗 林 俊 雄 殿

紹介議員 近 藤 正 三◎

同 水 戸 勘 衛◎

同 小 針 三 男◎

〔飯豊部落会決議書〕

矢吹町と分村合併せんとする決議書

われわれの居住する部落は隣接する矢吹町とは祖先の代から地理的、交通的、経済的各種の事情は密接不離な実情下にあったことは衆知の処であり、数十年前から矢吹町と合併が行われても何等不都合でなかったにも不拘らず、岩瀬郡の一部となり町村制発布後

は数多い不便と忍従の生活を続けて来た。その間識者の間には幾度か法の示す境界変更によって矢吹との合併が話題になって居たが、圧倒せられた政治下においてはその機会を捉え得ず、もともととして徒らに歳月を経過した事は部落民一同誠に遺憾であった。全国町村の中にもこのような事情の下におかれたものが多く町村合併の促進に関する特別立法の必要性が各方面の要望となった事も当然の帰結と云うべきで、これに応えて昭和二十八年十月町村合併促進法が施行せられその目的たる「町村合併に関する障害を排除し積極的に促進の措置を講じ住民の福祉を増進すること」の原則を了とし、われわれ部落住民はこの機会にこそ多年宿望たる矢吹町との合併の実現を念願して居たのである。

然るにこの町村合併を促進する福島県町村合併促進審議会が設置せられて県下町村の合併計画の策定に当っては、個々の町村の現状を調査の上決定することは理想とするも斯様な計画は一朝一夕にして不可能であり、都市を単位としてブロック的に決定され、知事に答申せられたと承って居りましたので、旧広戸村当局においても各部落から成る委員会が結成し専ら県の計画通り地方事務所の指導の下において、われわれ住民の意志に反する新しい村造りが進められたが、われわれと主張を同うする飯豊、高林、小川、沖内、柿之内、田内の六部らくは挙って四ヶ村合併に絶対反対を決議し、県地方事務所方面に陳情した事も事実であり、同

じ状勢下にあった旧広戸村のうち「田内、柿之内」両部落は遅々としてすすまない行動を不満としわれわれの仲間から脱退して強引に一方でき分村を主張し結果においては遂に矢吹町に編入合へいされたるも、わが部落選出議員、委員の方々や純真なる部落住民は矢吹町に分村合への強い要望であったが、親元の村の意に反して伝統てきな村を破壊して分村はどうか、更に学童は分村によって矢吹町となった場合は、旧広戸校に在学する生徒はことごとく矢吹校に移されるとの事や、分村成立後の町と村との種々なる悪条件の宣伝に眩惑され、一方村当局や白子部落委員等の四ヶ村合への強い懇請に動搖され盲目てきに漫ぜんと一応の合へいに荷担せざるを得ない苦境に陥って西は南会津郡下郷町猪苗代湖の近辺に接し、東は須賀川市に及ぶ別紙図面のような町村合への真意に反する間違つた天栄村が生れ日常生活と矛盾の多いことに始めて驚き乍ら、^(マ) 隠忍自重して参つた事は既に矢吹町と合への済んだ旧広戸村のうち「田内、柿之内」の隣部落住民の、^(マ) 實際の姿に比べ後悔の念^(マ) 難いものがある。われわれ一同はここに於いて町村合への促進法が来る九月末日もつてその効力を失い新に新市町村建設促進法の公布施行を見た現在において各関係諸機関の深い御理解と御協力をいただき、この誤つた合への実情を分村実施によって正し姿に取り戻さなければ、われわれは悔を子々孫々に遺す汚点は最大無二の恥辱であることを痛感する。わ

れわれ部落住民一同はここに総けつ起して三神、中畑、矢吹を含めた新町矢吹に合へいし、よりよい田園都市の建設に協力し永遠に受ける住民の福祉の増しんをもたらすことに目覚なければならぬ事を確認する。よって昭和三十一年九月末日限りを第一期の合へいの実現を目標とし、あらゆる難関に遭遇するもこれを徹底すべきに排除し日本国憲法の保障する主権在民の真意に徹し基本でき人権の尊重を主張しわれわれの自由に表明された住民の総意によつて矢吹町との合へいに驀進する事を満場一致の決議とし、部らく住民一同全力をあげ相携えて一日も早く合へいの実現を期することとし永遠に絶対不退転を誓つた事を証明するためここに署名捺印する。

附 則

一、この原本は部らく代表者保管しこれが謄本は各世帯主一通づつ保管する

二、合へいについての関係機関との折衝や手続きは部らくから選ばれた「分村合へい促進委員会」に全面的に委嘱する

三、分村合へいについて新情勢に対処する事案はその都度委員会の協議において専行し次の部らく会に報告し承認を求めるものとする

四、わが部らくの合へい促進委員会規約は満場一致決議する
五、わが部落と同一歩調にて矢吹町に分村して合併する「飯豊、

高林、小川、沖内」の四部落共同して分村を早期実現する為「矢吹町と分村合併促進連絡協議会」の会則を承認しこれに加入する、但しこの協議会の運動が不活ばつるとき又は目的の遂行に支障あると認めるときはわが部落総会の決議により単独して運動を続け分村合併する。

六、矢吹町と分村合併せんとする地理的、交通的、経済事情その他理由の一例は次のとおりの実情であり現在の行政圏は牧本、湯本方面で生活圏は過去現在未来とも専ら矢吹方面に依存することの矛盾を再確認する。

総 説

わが関係部落は岩瀬郡の最東南に位し東は須賀川市鏡石村を境とし南は西白河郡矢吹町に接続し、矢吹町役場に高林沖内部落は三軒、小川飯豊部落から約六軒、天栄村役場に約十軒、矢吹町の国道四号線から分かれて県道矢吹停車場、長沼線が高林部らくを貫通し県道須賀川、牧本線は飯豊部らくの東部にて長沼線と交叉し部らくの中央を西に走り小川部らく内は県道矢吹停車場十日市線が通つて居る。高林より沖内飯豊にも村道が通じて交通が開け古くから矢吹駅を中心に交通が発達して居る。隈戸川は矢吹町西部から須賀川市に至り部らくの一部はその恩恵に浴し広戸川本支流は関係部らくのかんがいに供され地理的、交通でき、経済でき事情は勿論人情風俗においても昔から矢吹町とは密接不離の關係に

ある。

一、交通について

バス路線が完備して棚倉、石川、湯本（現在十日市）白河、郡山、長沼と矢吹町を起点として定期ときに発着し又国鉄を利用する場合は矢吹駅より上り、下り乗降。国鉄貨車の外東京仙台間、定期貨物自動車が行小形ガソリン三輪車も著しく増加し運送の完璧を期して居る。

尚矢吹停車場——羽鳥線及矢吹停車場——十日市線が県道に編入されたが近い将来これが維持管理が県移管となれば矢吹より小川安養寺を経て十日市に至りこの間矢吹との巡回バス運行も可能となりこの計画も進められて居る、一方長沼——矢吹バス路線を飯豊部落經由に変更し運行することも可能である。

一、生活必需品等について

冠婚葬祭を初め日常の衣料品各種建築材料其の他の取引は古くから矢吹町に依存し年々増加しつつある、殊に最近農業機械器具の発展に伴い或は肥料農薬の取引も多くなって生産物の加工販売等も部落産業の発展と密接な関係にある。

一、金融関係

東邦銀行、白河信用金庫の各支店、郵便局、質屋等があつて

大口、小口の融資の途が拓かれこれを利用して居る。

一、租税の負担について

国県税は別として住民に関係深い固定資産税、町村民税は近接町村中、矢吹町が低廉である。但し自転車税、荷車、電気、ガス、木材取引、入湯、犬、タバコ消費税は全部同様である。

一、社会福祉施設について

町には保育所、母子寮、竹芸品授産場があつて保育に欠けた環境に恵まれない子供、夫を失った妻と子の収容する母子寮や授産場には一般労働職場に就労出来ない者に自宅に居乍ら仕事を通じ勤労による収入の途を拓くなど温い施設があつて町内の者に限つて利用その恩恵に浴することが出来る（年間生産約八百万円）

尚本年度、おとし玉年賀はがきによる寄附金で百二十二万円国県補助一七〇万、計二百九十二万円で、新に独立授産場が設けられる。

一、保健衛生について

町には県立精神病院、町営伝染病隔離病舎、町国保直営診療所二、開業医八（病院二）、歯科医五、薬剤師七、助産婦十五、あんま五、理容美容師二十五の従事者あつて急患の場合の往診は勿論入院も可能であり、保健衛生の実を挙げて居る。

又東北唯一のアフタケアー（結核後保護施設）も設置せられ結核患者全快後一ヶ年間医師の管理の下に職業を授けやがて経済社会に復帰せしめる施設も完備して居る。

これ等諸機関との連絡によって部落産業の振興にプラスとなる事も考えられる。

一、火葬場について

県下に誇る火葬場が建設されており、伝染病死亡者は勿論一般死亡者も利用出来、町内者に限って低廉な使用料である。

一、非常事態（火災その他）発生について

部落内に火災その他突発的事態発生した場合は矢吹町消防団の精鋭な自動車ポンプの応援を気楽に求めることが出来、災害を最少限度に止む事が可能であり従来の実例が立証して居る。事態によっては町に在る充実された警察力の発動も不可能でない。

一、矢吹変電所の利用について

昭和二十八年完成したこの変電所は二、四〇〇KWの規模を有し将来部落産業の振興に寄与する事が容易である。

一、教育文化について

1、町には幼稚園が開設せられ就学前の児童の予備教育の機関があつて町内の者に限つて利用出来る。

2、小、中学校白河農業高等学校の分校もあつて諸施設が整い高校に通学せんとする学生は近巨離^{（能）}である須賀川白河方面へ通学する学生も矢吹駅を利用して居る。

一、教会について

キリスト教、カトリック教のそれぞれの教会があつて自由に信仰の途も拓かれ利用されて居る。

一、健全ご楽について

映画館二（内常設館一）玉突場等の健全娯楽場も休日等に利用されて居る。

一、産業振興に寄与せんとする官公衛について

- 1、県立矢吹原経営伝習農場
- 2、財団法人日本酪農講習所
- 3、福島県阿武隈山系南部集約酪農講習所
- 4、福島県矢吹農業改良事務所

町には右のような機関があつて農業経営全般について何時でも気軽に指導を受け、これ等の機関を利用出来る。

近々は県立の種鶏研究所の設置の予定もある。

尚現在まで利用して来た孵卵場も信夫道に沿つて新築拡張され将来益々農家の副業として高度に活用される。

一、県立矢吹農地事務所について

岩瀬、西白河両郡、須賀川、白河両市を担当する農地事務所があつて従来から耕地の交換分合、かんがい工事、農道の整備等又林務出張所、食糧検査所も町内にあつてそれぞれ利用便利である。

一、矢吹原国営開拓事業の完成について

国費約三十億円を投じ昭和十六年起工以来工事中だったこの事業は本年殆んど完成し、羽鳥ダムからの通水によって近い将来町には会社工場が設置の暁はこれに稼働する二、三男の失業対策が緩和される。

一、登記所及煙草収納所について

1、福島県方法務局矢吹出張所は明治二十九年創設当時より管下となって居り、昭和二十五年土地台帳法の改正により須賀川税務署より土地台帳家屋台帳字限地図等が移管となって登記事務と共に権力の消長、土地家屋の経済価値の変更等の各種異動手続等極めて便利である。

但し法人登記は天栄村故に長沼登記所に行かねばならない矛盾がある。

2、日本専売公社矢吹煙草収納所の管下にあつて年毎に町との関係が深くなつて来る。

一、部落総ちん守赤津神社長徳寺について

高林沖内部落のうちにある鎮守赤津神社長徳寺は昭和三十年三月旧広戸村のうち田内、柿之内分村して矢吹町へ合併の際大字柿之内字馬場の地名のため矢吹町となって幾多の矛盾を来たして居る。

一、長徳寺について

小川部落住民の信仰する菩提寺たる長徳寺は旧広戸村のうち

昨年柿之内が矢吹町合併の時柿之内の地域に属するの故をもつて矢吹町へ移管になつて矛盾を来たして居る。

昭和三十一年八月 日

福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字宮ノ前五十一番地

高崎 寅作

(表紙)

昭和三十一年八月

日署名

外三一〇名

飯豊全部が矢吹町と合併について部落住民全員の署名簿

(部落会議決書)

福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊

飯豊 部落 会

(表紙)

昭和三十一年八月

日署名

(地図 署名略)

高林全部が矢吹町と合併について部落住民全員の署名簿

(部落会議決書)

福島県岩瀬郡天栄村大字高林

高林 部落 会

(表紙)

昭和三十一年八月

日署名

(決議書 地図 署名略)

小川全部が矢吹町と合併について部落住民全員の署名簿

(部落会議決書)

福島県岩瀬郡天栄村大字小川

小川 部落会

(表紙)

(決議書 地図 署名略)

昭和三十一年八月 日署名

沖内全部が矢吹町と合併について部落住民全員の署名簿

(部落会議決書)

福島県岩瀬郡天栄村大字沖内

沖内 部落会

(決議書 地図 署名略)

[町有 昭31「矢吹町会議録」抜粋]

九三 [昭和三十四年天栄村二部落の分村合併措置要求に関する決議]

天栄村二部落(高林 沖内)の分村合併措置要求に

関する決議

町村合併は地域住民の福祉を増進するにあるは論を俟たないところであるが夫々の異なる事情や一体性の確立のため大きな困難とさまざまな様相を露わしているが、岩瀬郡天栄村の高林沖内の両部落が過去四ヶ年に亘り分村をして矢吹町に合併したいと筆舌につくせない辛苦と努力を重ねて何時の日にならうとも初志貫徹までと頑張っているこの地域の住民たちに直に納得出来る措置を

講じてほしい。矢吹町としては隣村の一体性を欠く憂のあることに対しては当初より充分熟慮をしていることであり、今後、飯豊小川の両部落の受入れなどは夢にも考えていないので重ねて早期解決の措置要求を関係当局に強く要望する。

右決議する。

昭和三十四年十二月二十二日

矢吹町 議会

[町有 昭34「矢吹町会議録」抜粋]

九四 [昭和三十四年天栄村二部落合併要求に関する特別委員会設置の件]

議案第五十九号

高林 沖内両部落の合併に関する特別委員会設置の件

過去四ヶ年に亘り矢吹町に合併を希って運動を続けている天栄村高林及沖内の両部落の要望にこたえて分村できるようにするため特別委員会を設置する。

一、期間 昭和三十五年三月末日まで

一、委員数 十名

昭和三十四年九月十二日提出

[町有 昭34「矢吹町会議録」抜粋]